

広島県企業局告示第一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更が認可された。

令和四年三月十日

広島県公営企業管理者 沖 邊 竜 哉

- 一 都市計画事業の種類及び名称
備後圏都市計画下水道事業芦田川流域下水道
- 二 施行者の名称
広島県（広島水道事務所）
- 三 事務所の所在地
広島市安芸区畑賀町二九七〇
- 四 事業地の所在
 - 1 収用の部分
変更なし
 - 2 使用の部分
変更なし